

# 豊中市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

## (趣旨)

**第1条** この要綱は、本市が実施する子育て世帯訪問支援事業（以下「本事業」という。）に関し必要な事項を定める。

## (事業の目的)

**第2条** 本事業は、家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事・育児における必要な支援を行うことにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

## (実施主体)

**第3条** 本事業の実施主体は、豊中市（以下「本市」という。）とする。

2 本事業は、適切な事業実施体制が確保できると認められる事業者に委託することができる。

3 前項の事業者は次に定める要件をすべて満たすこととする。

(1) 次のいずれかに該当する事業所

- ① 介護保険法に基づく訪問介護の指定を受けている事業所
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護の指定を受けている事業所
- ③ 児童福祉法に基づく居宅訪問型認可外保育施設の届出をしている事業所

(2) 上記事業所を本市内に有し、当該事業所での事業開始から3年以上の実績がある事業所

## (対象世帯)

**第4条** 対象世帯は、本市に居住し、18歳未満の子ども（以下「児童」という。）を養育し、かつ(1)(2)の要件のいずれにも該当する家庭とする。

(1) 次のいずれかに該当し、児童の生活環境の改善を図るために、市長が訪問による支援が必要と認める家庭

(ア) 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭

(イ) 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭、児童が保護者に代わり日常的かつ長期的に家事や家族の世話等を担っている家庭等、支援が必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭

(ウ) その他、特に支援が必要と認める家庭

(2) 介護保険や障害福祉サービスなどの公的制度（以下「公的制度」という。）による家事・育児支援が利用対象外の家庭または公的制度では第2条の目的が達成できない家庭、または公的制度利用開始までの間に一時的な援助が必要な家庭

## (事業の内容)

**第5条** 訪問支援員を対象世帯の居宅に派遣し、次の支援を行う。但し、病児及び病後児の世話、感染症患者のいる居宅における支援は行わない。

(1) 家事援助

- (ア) 食事の準備及び片付け
- (イ) 住居等の清掃及び整理整頓
- (ウ) 衣類等の洗濯及び補修
- (エ) 生活必需品の買物
- (オ) その他、日常的な家事に関して特に必要と認められるもの

(2) 育児支援

- (ア) 授乳・食事の世話
- (イ) おむつ交換、排せつの介助
- (ウ) 衣服の着脱
- (エ) 入浴（もく浴）の介助
- (オ) 保育所等の送迎
- (オ) その他、日常的な育児に関して特に必要と認められるもの

2 支援は、原則、保護者の在宅時に行う。但し、保育所等の送迎、ヤングケアラーの負担軽減等やむを得ない場合は保護者の同意を得て保護者不在時に支援を行うことができる。

(訪問支援員の要件)

**第6条** 本事業を行う訪問支援員は、次の第1及び2号の要件をいずれも満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

- (ア) 介護福祉士、看護師、保育士
- (イ) 介護職員実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、訪問介護員養成研修1級または2級修了者
- (ウ) 障害者居宅介護職員初任者研修修了者、障害者居宅介護従業者養成研修1級または2級修了者
- (エ) 子育て支援員研修修了者

(2) 次のいずれにも該当しない者

- (ア) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (イ) 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並に児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74令）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (ウ) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

(利用手続及び決定等)

**第7条** 本事業を利用しようとする者は、利用申込書（様式第1号）を市長に提出する。

2 市長は、利用の可否等を決定し、当該申込者に利用決定通知書（様式第2号）により通知する。

3 市長は、第4条に定める要件に該当しなくなった時又は市長が不適当と認めるときは当該利用を取り消し又は一時停止することができる。

**(利用時間及び期間等)**

**第8条** 本事業を利用できる時間は、午前8時から午後7時までとし、1日あたり2時間まで、1週間あたり概ね2日までとする。但し、緊急かつやむを得ない事由があると市長が認める場合はこの限りではない。

**(利用者負担額)**

**第9条** 本事業の利用者負担額は次のとおりとする。

世帯区分	利用者負担額 (訪問支援員1人の時間あたり)
生活保護世帯	
住民税非課税世帯	0円
住民税所得割課税額77,101円未満の世帯(年収360万円未満相当)	
その他の世帯	300円

2 但し、初回利用日から3か月間は上記にかかわらず無料とする。

3 利用者は市又は市が委託する事業者からの請求に基づき当該金額を支払わなければならない。

**(補則)**

**第10条** この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

**附則**

この要綱は、令和5年(2023年)7月1日から施行する。

(様式第1号)

## 豊中市子育て世帯訪問支援事業利用申込書

年 月 日

豊 中 市 長 あて

申込者 氏 名

住 所

電話番号

標記事業を利用したいので次のとおり申込みます。

申込みにあたり、私及び私の世帯の市民税課税台帳等税務関係資料を閲覧・照会することに同意します。

支援対象児童	ふりがな 氏名	生年月日		年齢	学年	備考
保護者	ふりがな 氏名	続柄		生年月日	年 月 日	
	住所			年 齡		
	電話			緊 急 連絡先		
他の同居家族	続柄	氏名	年 齡		備考	
申請理由						
希望する支援	種類 (希望内容に□)	内 容			回数等	
	□ 家事支援				( ) 時間／回	
	□ 育児支援				( ) 回／日 ( ) 日／週	

### <添付書類（市記入欄）>

生活保護受給世帯の場合は被保護証明書

サポートプラン

(様式第2号)

豊中市子育て世帯訪問支援事業利用決定通知書

年 月 日

様

豊 中 市 長

年 月 日付で申込みがありました豊中市子育て世帯訪問支援事業の利用については、豊中市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第7条第2項の規定により通知します。なお、利用期間については同実施要綱第7条第3項の規定によるものとします。

支援対象児童	ふりがな 氏名	年齢	学年	
保護者	ふりがな 氏名			続柄
	住所			
提供する支援	種類	内 容		
	<input type="checkbox"/> 家事支援			
	<input type="checkbox"/> 育児支援			
回数等	1日あたり	1回あたり( )時間まで × 1日あたり( )回まで		
	1週あたり	( )日まで		
利用料	1時間あたり ( <input type="checkbox"/> 300円 <input type="checkbox"/> 0円 ) ※ 但し初回利用日から3か月間は無料	※ 生活必需品の買物など実費については、 左記費用とは別に各家庭が負担してください。 ※ 左記は初年度の利用料です。 これ以降は世帯の市民税課税台帳等税務関係 資料に基づき決定します		
	利用 No.			

<問合せ先>

豊中市こども未来部 はぐくみセンター こども支援課  
〒560-0023 豊中市岡上の町2-1-15  
電話 6852-5422